

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称<br/>「おいしい農のふるさと・諫早」親水空間再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称<br/>諫早市</p> <p>3. 地域再生計画の区域<br/>諫早市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標<br/>諫早市は、長崎県のほぼ中央に位置し、平成17年3月1日に諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町の1市5町が合併し、新諫早市として誕生した。<br/>この地域は、長崎半島、西彼杵半島及び島原半島への分岐点となっているため古くから交通の要衝であり、現在も国道34号、57号、207号、251号と九州横断自動車道の一部である長崎自動車道が交わり、JR長崎本線、JR大村線、島原鉄道と鉄道網も発達しており、長崎県の交通基軸点となっている。<br/>市を取りまく環境としては、西は大村湾、東は有明海、南は橘湾に面している。また、市の北部には多良山系の広大な裾野が広がり、そこを源流とする県内唯一の一級河川「本明川（全長22km）」が流れ、下流</p> | <p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称<br/>「おいしい農のふるさと・諫早」親水空間再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称<br/>諫早市</p> <p>3. 地域再生計画の区域<br/>諫早市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標<br/>諫早市は、長崎県のほぼ中央に位置し、平成17年3月1日に旧諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町の1市5町が合併し、新諫早市として誕生した。<br/>この地域は、長崎半島、西彼杵半島及び島原半島への分岐点となっているため古くから交通の要衝であり、現在も国道34号、57号、207号、251号と九州横断自動車道の一部である長崎自動車道が交わり、JR長崎本線、JR大村線、島原鉄道と鉄道網も発達しており、長崎県の交通基軸点となっている。<br/>市を取りまく環境としては、西は大村湾、東は有明海、南は橘湾に面している。また、市の北部には多良山系の広大な裾野が広がり、そこを源流とする県内唯一の一級河川「本明川（全長22km）」が流れ、下流</p> |

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>域の諫早平野を経て有明海に至っている。</p> <p>諫早平野は、今から約450年前より始まった干拓により、県内最大の穀倉地帯となっており、水田の周囲には大・中・小規模のかんがい用水路等が一面に張り巡らされている。</p> <p>しかし、近年では污水处理施設整備の遅れにより、生活雑排水が公共用水域へ放流され、農業及び生態系へ与える影響など、親水空間の消滅や生活環境の悪化が懸念されている。また、下流にある調整池は、干拓農地 680haへのかんがい用水として利用される計画であり、その水質保全対策からも一刻も早い污水处理施設の整備が待たれている。</p> <p>市ではこうした環境問題に対応するため、西諫早ニュータウン区域において昭和45年度から西諫早新住宅市街地開発事業の開発と同時に下水道施設を整備し、昭和48年4月に一部供用を開始して以来、鋭意事業の進展を図ってきた。</p> <p>また、公共下水道の全体的な構想を昭和56年度に策定し、計画区域を諫早湾処理区と大村湾処理区に分割し、諫早湾処理区を昭和57年度に、大村湾処理区を平成6年度に事業着手しており、諫早湾処理区が平成6年10月に、大村湾処理区が平成12年4月に一部が供用開始となっている。また、小型合併浄化槽設置補助事業については昭和61年度より取り組んでおり、平成9年度に市補助額を増額、平成11年度に高度処理型の補助新設、そして平成16年度より市町村設置型に着手するなど、普及に努めてきた。さらに、平成3年度には農業集落排水事業に着手し、平成8年度に特定環境保全公共下水道事業に着手するなど、汚</p> | <p>域の諫早平野を経て有明海に至っている。</p> <p>諫早平野は、今から約450年前より始まった干拓により、県内最大の穀倉地帯となっており、水田の周囲には大・中・小規模のかんがい用水路等が一面に張り巡らされている。</p> <p>しかし、近年では污水处理施設整備の遅れにより、生活雑排水が公共用水域へ放流され、この水質汚濁が農業及び生態系へ与える影響が問題視されており、親水空間の消滅や、生活環境の悪化が懸念される。また、下流にある調整池は、干拓農地 680haへのかんがい用水として利用される計画であり、その水質保全対策からも一刻も早い污水处理施設の整備が待たれている。</p> <p>市ではこうした環境問題に対応するため、西諫早ニュータウン区域において昭和45年度から西諫早新住宅市街地開発事業の開発と同時に下水道施設を整備し、昭和48年4月に一部供用を開始して以来、鋭意事業の進展を図ってきた。</p> <p>また、公共下水道の全体的な構想を昭和56年度に策定し、計画区域を諫早湾処理区と大村湾処理区に分割し、諫早湾処理区を昭和57年度に、大村湾処理区を平成6年度に事業着手しており、諫早湾処理区が平成6年10月に、大村湾処理区が平成12年4月に一部が供用開始となっている。また、小型合併浄化槽設置補助事業については昭和61年度より取り組んでおり、平成9年度に市補助額を増額、平成11年度に高度処理型の補助新設、そして平成16年度より市町村設置型に着手するなど、普及に努めてきた。さらに、平成3年度には農業集落排水事業に着手し、平成8年度に特定環境保全公共下水道事業に着手するなど、汚</p> |

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>水処理施設の整備促進を図ってきたところである。</p> <p>これに加え、本明川河口部の諫早湾においては、国営諫早湾干拓事業が昭和61年に着手され、平成9年4月に7,050mの潮受堤防により湾奥部の3,542haが締切られ、942ha（内干拓農地約680ha）の干拓地と2,600haの調整池が創出された。これを機に、調整池及びこれに流入する水路等の水質保全を図るため、平成9年6月に諫早湾干拓調整池等水質委員会（事務局：農林水産省九州農政局）が設置され、平成9年11月には水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されるなど、調整池水質の動向把握、水質保全対策等の検討を継続的に行い、その恒久的な水質保全や水辺空間づくりに取り組んできた。また、平成15年3月に策定された「諫早湾干拓調整池水質保全計画（第2期）」では、調整池の水質保全目標値が定められている。</p> <p>こうした取り組みにもかかわらず、本市の汚水処理人口普及率は全国平均79.4%、長崎県の平均67.1%に対し<u>60.2%</u>と下回っている現状である。中でも、下水道処理人口普及率は、平成16年度末での全国平均68.1%、長崎県の平均50.7%に対し37.0%と低率である。</p> <p>そこで、汚水処理施設整備交付金を活用して汚水処理施設の整備を一体的に促進し、水質改善に伴う生活環境の改善や農作物の品質向上を早期に図り、「おいしい農のふるさと・諫早」を実現させることで、親水空間の再生による豊かな自然環境と調和した暮らしの充実を目指すものである。</p> | <p>水処理施設の整備促進を図ってきたところである。</p> <p>これに加え、本明川河口部の諫早湾においては、国営諫早湾干拓事業が昭和61年に着手され、平成9年4月に7,050mの潮受堤防により湾奥部の3,542haが締切られ、942ha（内干拓農地約680ha）の干拓地と2,600haの調整池が創出された。これを機に、調整池及びこれに流入する水路等の水質保全を図るため、平成9年6月に諫早湾干拓調整池等水質委員会（事務局：農林水産省九州農政局）が設置され、平成9年11月には水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されるなど、調整池水質の動向把握、水質保全対策等の検討を継続的に行い、その恒久的な水質保全や水辺空間づくりに取り組んできた。また、平成15年3月に策定された「諫早湾干拓調整池水質保全計画（第2期）」では、調整池の水質保全目標値が定められている。</p> <p>こうした取り組みにもかかわらず、本市の汚水処理人口普及率は全国平均79.4%、長崎県の平均67.1%に対し<u>62.3%</u>と下回っている現状である。中でも、下水道処理人口普及率は、平成16年度末での全国平均68.1%、長崎県の平均50.7%に対し37.0%と低率である。</p> <p>そこで、汚水処理施設整備交付金を活用して汚水処理施設の整備を一体的に促進し、水質改善に伴う生活環境の改善や農作物の品質向上を早期に図り、「おいしい農のふるさと・諫早」を実現させることで、親水空間の再生による豊かな自然環境と調和した暮らしの充実を目指すものである。</p> |

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(目標1) 污水处理施設の整備の促進(污水处理人口普及率を<u>60%</u>から72%に向上)</p> <p>(目標2) 整備計画区域から流入する水域の水質改善(諫早湾干拓調整池 COD 5 mg/L 以下に引き下げる)</p> <p>(目標3) 整備計画区域における河川の水質改善(半造川 BOD 3 mg/L 以下に引き下げる)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>諫早市の污水处理施設整備事業は、市中心部の市街化区域を公共下水道で、その周辺部においては特定環境保全公共下水道や、農漁村集落部の農業・漁業集落排水施設により整備することとしており、公共下水道の諫早湾処理区については平成16年2月10日付の変更認可により整備区域の拡大を行い、農業集落排水施設(小野島川内・宗方地区)についても平成17年9月12日付で採択されており、今後もさらなる整備促進を図っていく。</p> <p>また、浄化槽整備についても除外区域(公共下水道事業認可区域(整備が7年以上見込まれない区域を除く)及び農業集落排水事業採択区域)を除く市の全域において設置を推進する。</p> <p>5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>污水处理施設整備交付金を活用する事業</p> | <p>(目標1) 污水处理施設の整備の促進(污水处理人口普及率を<u>62%</u>から72%に向上)</p> <p>(目標2) 整備計画区域から流入する水域の水質改善(諫早湾干拓調整池 COD 5 mg/L 以下に引き下げる)</p> <p>(目標3) 整備計画区域における河川の水質改善(半造川 BOD 3 mg/L 以下に引き下げる)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>諫早市の污水处理施設整備事業は、市中心部の市街化区域を公共下水道で、その周辺部においては特定環境保全公共下水道や、農漁村集落部の農業・漁業集落排水施設により整備することとしており、公共下水道の諫早湾処理区については平成16年2月10日付の変更認可により整備区域の拡大を行い、農業集落排水施設(小野島川内・宗方地区)についても平成17年9月12日付で採択されており、今後もさらなる整備促進を図っていく。</p> <p>また、浄化槽整備についても除外区域(集合処理区の認可、採択された区域及び市町村設置型整備区域)を除く市の全域において設置を推進する。</p> <p>5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>污水处理施設整備交付金を活用する事業</p> |

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも諫早市</li> </ul> <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽</li> </ul> <p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 鷺崎町、小川町の区域の一部</li> <li>・農業集落排水施設 小野島川内・宗方地区</li> <li>・浄化槽（個人設置型） 諫早市の全域のうち、公共下水道事業認可区域（<u>整備が7年以上見込まれない区域を除く</u>）及び農業集落排水事業採択区域を除く区域</li> </ul> <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 平成18年度～平成21年度</li> <li>・農業集落排水施設 平成17年度～平成21年度</li> <li>・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度</li> </ul> <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 計画人口 2,350人</li> </ul> | <p>整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも諫早市</li> </ul> <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽</li> </ul> <p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 鷺崎町、小川町の区域の一部</li> <li>・農業集落排水施設 小野島川内・宗方地区</li> <li>・浄化槽（個人設置型） 諫早市の全域のうち、公共下水道事業認可区域、<u>農業集落排水事業採択区域及び市町村設置型整備区域</u>を除く区域</li> </ul> <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 平成18年度～平成20年度</li> <li>・農業集落排水施設 平成17年度～平成21年度</li> <li>・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度</li> </ul> <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 計画人口 2,350人</li> </ul> |

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新           |  | 旧           |   |
|-------------|--|-------------|---|
|             | ポンプ場 1箇所<br>管 径 $\phi$ 150mm~200mm<br>管 渠 <u>L=4,539m</u><br>(単独 <u>2,440m</u> )                                 |             | ポンプ場 1箇所<br>管 径 $\phi$ 150mm~200mm<br>管 渠 <u>L=3,700m</u><br>(単独 <u>5,000m</u> )                        |
| ・農業集落排水施設   | 計画人口 1,900人<br>管 径 $\phi$ 150mm~ <u>250mm</u><br>管 渠 <u>L=15,133m</u><br>(単独 <u>987m</u> )                       | ・農業集落排水施設   | 計画人口 1,900人<br>管 径 $\phi$ 150mm~ <u>300mm</u><br>管 渠 <u>L=15,100m</u><br>(単独 <u>1,500m</u> )            |
| ・浄化槽（個人設置型） | 計画人口 <u>3,602</u> 人<br><u>1,334</u> 基<br>(5人槽 <u>467</u> 基、7人槽 <u>819</u> 基、10人槽 <u>45</u> 基、 <u>11~20</u> 人槽3基) | ・浄化槽（個人設置型） | 計画人口 <u>2,943</u> 人<br><u>1,090</u> 基<br>(5人槽 <u>308</u> 基、7人槽 <u>717</u> 基、10人槽 <u>65</u> 基)           |
|             | 平成17年度 230基<br>平成18年度 <u>232</u> 基<br>平成19年度 <u>222</u> 基<br>平成20年度 <u>325</u> 基<br>平成21年度 <u>325</u> 基          |             | 平成17年度 230基<br>平成18年度 <u>230</u> 基<br>平成19年度 <u>230</u> 基<br>平成20年度 <u>200</u> 基<br>平成21年度 <u>200</u> 基 |
| [事業費]       |  | [事業費]       |   |
| ・公共下水道      | 事業費 1,000,000千円<br>(うち、交付金 500,000千円)<br>単独事業費 <u>256,972</u> 千円   | ・公共下水道      | 事業費 1,000,000千円<br>(うち、交付金 500,000千円)<br>単独事業費 <u>320,000</u> 千円  |
| ・農業集落排水施設   | 事業費 <u>1,662,460</u> 千円<br>(うち、交付金 <u>831,230</u> 千円)  | ・農業集落排水施設   | 事業費 <u>1,604,890</u> 千円<br>(うち、交付金 <u>802,445</u> 千円)   |

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>単独事業費 <u>84,984 千円</u></p> <p>・浄化槽（個人設置型）事業費 <u>586,012 千円</u><br/>（うち、交付金 <u>195,336 千円</u>）</p>   | <p>単独事業費 <u>83,000 千円</u></p> <p>・浄化槽（個人設置型）事業費 <u>439,479 千円</u><br/>（うち、交付金 <u>146,493 千円</u>）</p>   |
| <p>5-3 その他の事業</p> <p>諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と自然豊かな水辺空間づくりを推進するため、長崎県により「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」（以下、「行動計画」という。）が平成16年12月に策定され、関係機関等の緊密な連携と総合的・効果的な施策の推進を目的として国・県・関係市町で組織された「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議」が平成17年2月に設置されたもので、「行動計画」に基づき展開する事業の総合調整・進行管理を行い、実効ある事業の推進が図られているところである。</p> <p>① 生活排水対策重点地域活動促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水啓発イベント「いさはやエコフェスタ」、リバーウォッチング及び廃用油を用いた石鹸づくり講習会等の実施</li> </ul> <p>② 自然の浄化能力等を活用した水質浄化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質浄化能力のある動植物を活用した、フロート式水耕栽培浄化施設の設置、有用二枚貝の稚貝放流及び人工のヨシ原等の水生植物による水質浄化の実施</li> </ul> | <p>5-3 その他の事業</p> <p>諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と自然豊かな水辺空間づくりを推進するため、長崎県により「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」（以下、「行動計画」という。）が平成16年12月に策定され、関係機関等の緊密な連携と総合的・効果的な施策の推進を目的として国・県・関係市町で組織された「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議」が平成17年2月に設置されたもので、「行動計画」に基づき展開する事業の総合調整・進行管理を行い、実効ある事業の推進が図られているところである。</p> <p>① 生活排水対策重点地域活動促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水啓発イベント「いさはやエコフェスタ」、リバーウォッチング及び廃用油を用いた石鹸づくり講習会等の実施</li> </ul> <p>② 自然の浄化能力等を活用した水質浄化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質浄化能力のある動植物を活用した、フロート式水耕栽培浄化施設の設置、有用二枚貝の稚貝放流及び人工のヨシ原等の水生植物による水質浄化の実施</li> </ul> |

地域再生計画（変更）新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>③ 水辺空間活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整池を中心とした水辺空間を活用し、カヌー・ボート等のスポーツ・レクリエーションを通じた交流拠点づくり</li> </ul> <p>④ 住民参加による環境保全対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全・創造のための住民ネットワークづくりや住民参加を促進する環境学習・啓発活動の推進及び住民と行政、住民相互の協働の推進</li> </ul> <p>6. 計画期間</p> <p>平成17年度～平成21年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <p>平成21年度の計画終了後に、4に示す数値目標に照らし諫早市都市整備部下水道建設課により状況を調査、評価し「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議」において報告し公表する。また、<u>環境保全活動に取り組む団体や住民がそれぞれネットワークづくりを進めるため、平成17年11月に環境関係団体、各種団体、行政で組織する「ISE（アイ・シー）ネット」が設立されており、必要に応じて施設の整備状況について報告するとともに評価・検討を行っていく。</u></p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>該当なし</p> | <p>③ 水辺空間活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整池を中心とした水辺空間を活用し、カヌー・ボート等のスポーツ・レクリエーションを通じた交流拠点づくり</li> </ul> <p>④ 住民参加による環境保全対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全・創造のための住民ネットワークづくりや住民参加を促進する環境学習・啓発活動の推進及び住民と行政、住民相互の協働の推進</li> </ul> <p>6. 計画期間</p> <p>平成17年度～平成21年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <p>平成21年度の計画終了後に、4に示す数値目標に照らし諫早市都市整備部下水道建設課により状況を調査、評価し「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議」において報告し公表する。また、<u>平成17年10月には諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造及び利活用を推進するため、県、流域市町、住民等で構成する「諫早湾干拓調整池環境ネットワーク」が県により設立予定であり、必要に応じて施設の整備状況について報告するとともに評価・検討を行っていく。</u></p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>該当なし</p> |